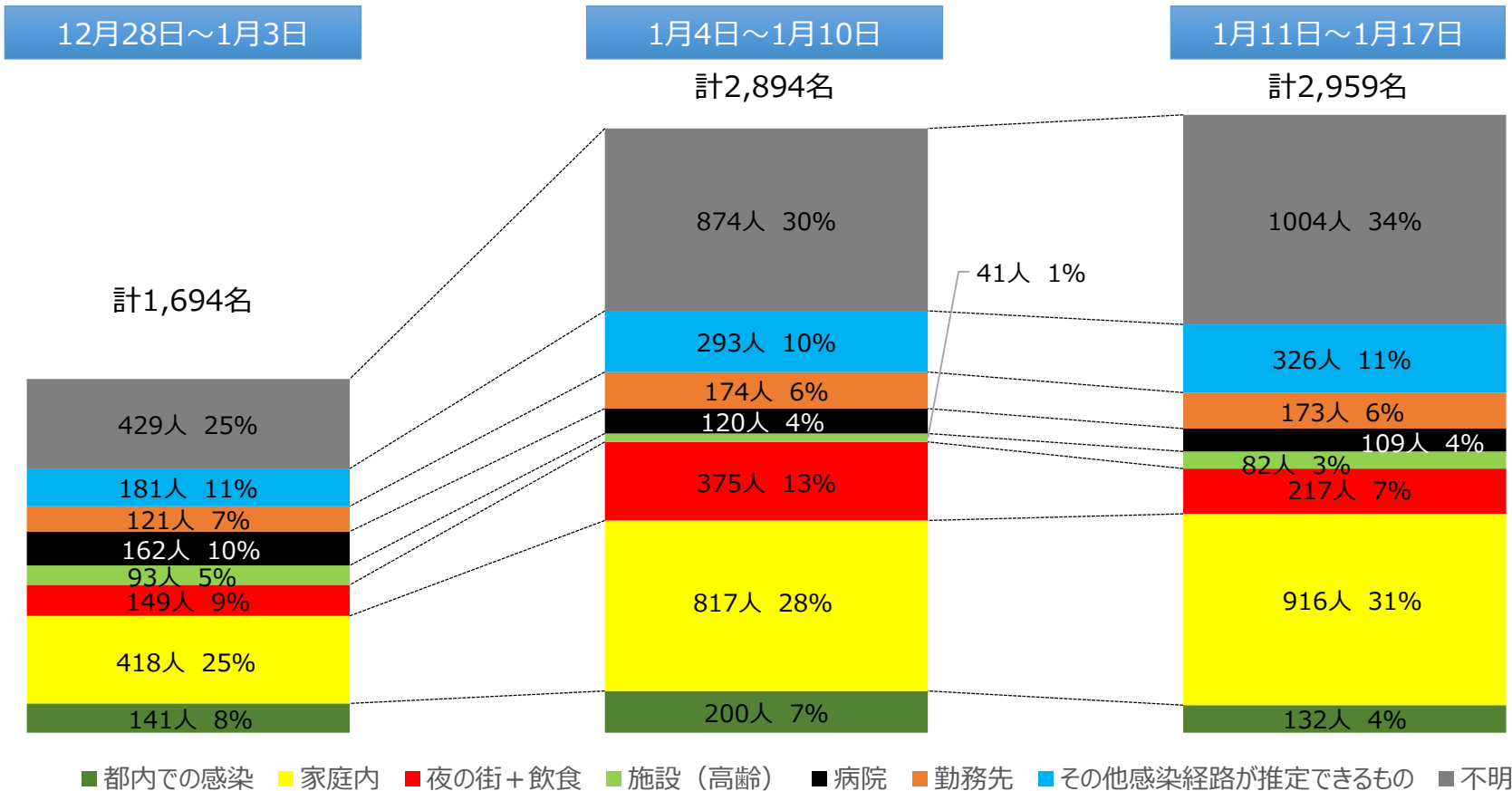


埼玉県の感染動向の推移について(ステージ指標)

	ステージⅢ指標 (ステージⅣ指標)	1月4日	1月11日	1月18日
病床全体占有率	確保病床の占有率25%以上 (50%以上)	65.1% (815/1,251)	73.0% (925/1,267)	70.4% (895/1,272)
うち重症病床占有率	確保病床の占有率25%以上 (50%以上)	63.0% (68/108)	59.8% (67/112)	61.7% (79/128)
療養者数	人口10万人当たりの 全療養者数15人以上 (25人以上)	44.1人 (3,235人)	69.3人 (5,087人)	88.2人 (6,477人)
PCR検査陽性率 (※1週間の平均)	10%	11.5%	10.4%	8.4% <small>※1月17日の数値</small>
新規報告数	15人/10万人/週以上 (25人以上)	23.9人 (1,753人)	40.8人 (2,998人)	40.1人 (2,940人)
直近1週間と 先週1週間の比較	直近1週間が 先週1週間より多い	1.07	1.71	0.98
感染経路不明割合	50%	42.7%	47.6%	39.9%
※参考 実効再生産数	※計算式 =(直近7日間の新規陽性者数/その 前の7日間の新規陽性者数)^(5日 ※/7日)※平均世代時間を5日と仮定	1.051	1.467	0.986

埼玉県の感染動向の推移について(感染疑い経路区分)



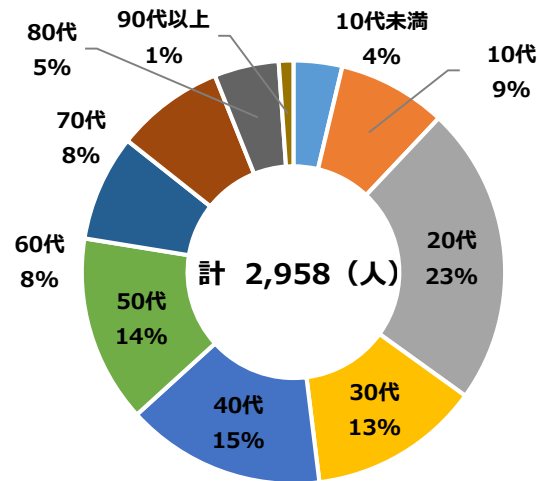
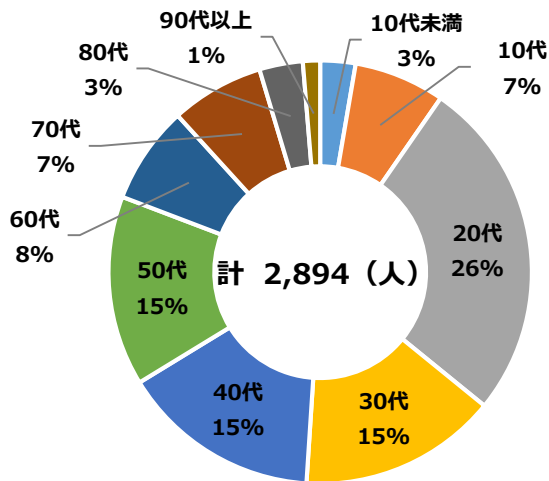
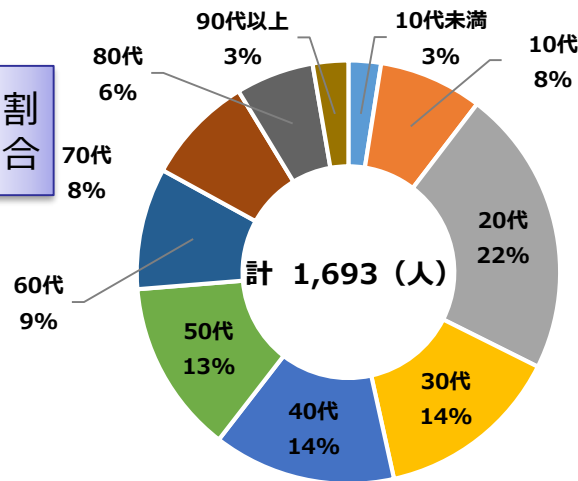
埼玉県の感染動向の推移について(年齢構成)

①12月28日～1月3日

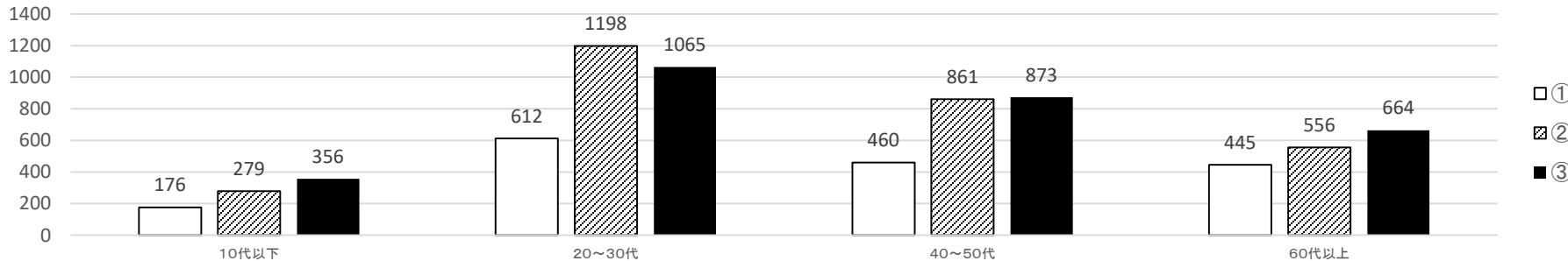
②1月4日～1月10日

③1月11日～1月17日

割合



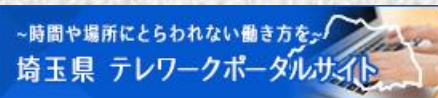
実数



出勤者7割削減に向けて ～ 企業におけるテレワークの支援

テレワークの導入に役立つ情報を掲載！

埼玉県テレワークポータルサイト



テレワークに関する
助成金・支援金の案内

専門家による**相談・
アドバイザー派遣**の案内

導入に役立つ**セミナー動画**の配信



モデル企業の取組の紹介



出勤者7割削減に向けて ～ 企業におけるテレワークの支援

テレワーク導入支援補助金：テレワーク環境を整備する企業に補助金を交付

補助額：上限20万円（補助率3分の2） 200社

補助対象：シンクライアント端末、web会議用機器、
セキュリティ・労務管理用ソフトウェア導入経費 など

受付中

テレワーク相談会：専門家がテレワークの導入や定着について個別にアドバイス

*** オンライン彩の国ビジネスアリーナ内で開催**

日 時：令和3年1月26日（火）、2月1日（月）、2月5日（金）
10時から16時

参加費用：無料（1社40分）

※ 事前予約制 申込みは「埼玉県テレワークポータルサイト」から

受付中

休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方へ

新型コロナウイルス対応休業支援金・給付金(厚生労働省)のご案内

対象

事業主の指示を受けて休業したが、賃金(休業手当)の支払いを受けなかった中小企業の労働者

休業前の平均賃金
の80%

(上限日額1万1000円)

×



休業日数

(労働者の事情で休んだ日を除く)

申請
方法

労働者本人が ①オンライン ②郵送 で申請

詳しくは、コールセンター(厚生労働省)又はホームページで

電話番号: **0120-221-276**



検索

休業支援金

又は

県の新型コロナウイルス感染症総合サイト

労働者の皆様へ

- ◆ 令和2年4~9月の休業分について
1月31日まで受付期間を延長

事業主の皆様へ

- ◆ 事業主がまとめて申請することも可能
- ◆ 事業主の皆様の賃金負担は無し

支給要件確認書の記入に御協力を

1都3県共同メッセージ ～外出自粛のお願い～

1都3県緊急事態措置実施中

このまま感染状況に変化がなければ
人流抑制に向けた強力な措置も必要になる

多くの命を救うため一人ひとりが行動を変える

生活に必要な場合を除き、
徹底した外出自粛にご協力を！



埼玉県



千葉県



東京都



神奈川県

鉄道の終電時刻の繰り上げについて

1都3県からのお知らせ

感染拡大防止に資する取組として

1月20日(水)から当面の間

深夜帯の列車運行が減ります

※行先や時刻についても一部変更となります
なお、これに伴う代行輸送等は実施しません

早めの帰宅、不要不急の外出自粛をお願いいたします

鉄道各社の詳しい実施内容については、各都県ホームページにおいてもご確認いただけます。

緊急事態措置実施中



埼玉県



千葉県



東京都



神奈川県

事業者の皆様へのお願い（特措法第24条第9項）

◆**テレワークの徹底** 目標値：出勤者数の**7割削減**

◆**在宅勤務・時差出勤の徹底**

◆**職場・寮における感染防止策の徹底**

◆**従業員への基本的な感染防止策の徹底や、
会食自粛等の呼びかけ**

営業時間の短縮要請等について（特措法第24条第9項）

要請内容

営業時間の短縮、酒類提供時間の短縮

要請期間

令和3年1月12日（火） 午前 0時から
令和3年2月 7日（日） 午後 12時まで

地域

県内全て

対象業種

飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等

※宅配・テイクアウトサービスを除く

遊興施設等：バー、カラオケボックス等（飲食店営業許可取得店舗）

※ネットカフェ、漫画喫茶を除く ⇒ 感染防止対策の徹底を要請

営業時間

午前 5時から午後 8時まで

酒類提供時間

午前 11時から午後 7時まで

施設の営業時間短縮等の働きかけについて

施設	働きかけの内容
<ul style="list-style-type: none">▪ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場▪ 集会場又は公会堂、展示場▪ ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)▪ 運動施設又は遊技場▪ 博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none">▪ 午後8時までの営業時間短縮 (酒類の提供は 午前11時から午後7時まで)▪ 人数上限5,000人、 かつ、収容率50%以下
<ul style="list-style-type: none">▪ 物品販売業を営む店舗(1000 m²超) (生活必需物資を除く。)▪ サービス業を営む店舗(1000m²超) (生活必需サービスを除く。)▪ 遊興施設(飲食店営業許可施設を除く。)	<ul style="list-style-type: none">▪ 午後8時までの営業時間短縮 (酒類の提供は 午前11時から午後7時まで)